

議事（3）

食の安全安心に関する施策の実施状況について

- ①平成23年度に講じた施策の実施状況
- ②平成24年度の現状等

平成23年度食の安全安心に関する施策実施状況について (議会への報告)

愛媛県食の安全安心推進条例（H21.4.1 施行）では、

(施策の実施状況の報告及び公表)

第10条 知事は、毎年度、食の安全安心に関して講じた施策の実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

こととなっています。

このため、昨年度（平成23年度）の食の安全安心に関する施策の実施状況について、次のとおり議会へ報告し、ホームページ等において広く県民の皆様に公表する予定です。

1 報告時期

平成24年9月議会

2 報告書の形式について（平成22年度報告同様）

「愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」（平成22年度～平成26年度までの5年間）に基づき食の安全安心に関する各種施策を展開していることから、施策体系図の具体的な取組みごとに個票を作成し報告することとしています。

3 平成23年度の主な取組みについて

①「食品中の放射性物質検査」について

福島第一原子力発電所事故に伴い、県内流通食品の安全性を確保するため、県民からの相談対応や出荷制限食品等の流通監視に努めるとともに、9月補正予算で、放射性物質検査機器整備について措置し、検査・相談体制を確立することとしました。

東・中・南予の3保健所には、 γ 線簡易測定器（NaI（TI）シンチレーション検出器）を配備し、平成24年2月6日から3月23日までの間、これを用いてスーパー等から購入した県内に流通する野菜や果物、その加工品などを対象にスクリーニング検査を実施しました。年度末には、精密分析が可能なゲルマニウム半導体検出器が衛生環境研究所に配備され、これにより、県内流通食品に係る一連の検査・相談体制が整いました。（平成24年4月からは、上記の検査機器を活用して、「相談検査」、「委託検査」、「行政検査」を実施しています。）

また、みかんやマダイなど県内の主要な農水産物や福島沖を回遊する戻りカツオについても、消費者の不安払拭と風評被害防止のため、収穫または漁獲時期に合わせて放射性物質の検査を実施しました。

いずれの検査においても異常は認められず、検査結果については、県ホームページで速やかに公表するなど、県民への的確な情報提供に努めました。

②「生食用食肉（牛肉）取扱施設の監視指導」について

平成23年4月、富山県の焼肉チェーン店において牛肉の生食を原因とする食中毒事件によって死亡者が発生したことから、食品衛生法に基づく生食用食肉の規格基準が制定され、同年10月1日から施行されました。

県では、これまで、食肉にはカンピロバクターや腸管出血性大腸菌O-157など、食中毒菌が付着している場合があり、生食や加熱不足により食中毒を引き起こす可能性があることから、食肉を生食しないよう呼びかけてきたところですが、5月には取扱施設の緊急監視の実施、9月には規格基準等についての説明会の開催、施行後は、焼肉店、居酒屋や食肉販売店を中心に1,886施設の立ち入り調査を行うなど、監視指導等に努めました。

また、県民に対しても、ホームページ、メールマガジン及び講習会を通じて食肉の生食や加熱不足による危険性の周知を図りました。（平成24年度は、「食品衛生監視指導計画」に新たに生食用食肉に係る重点監視指導事項を追加して監視指導の徹底を図るとともに、食品衛生法施行条例を改正して生食用食肉取扱施設の施設基準を制定し、周知に努めています。（※施設基準は、平成24年10月1日施行）

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向6	県内流通食品の監視指導の徹底

具体的な取組み

(29) 計画的かつ効果的な食品関係施設への監視指導の実施

愛媛県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食品衛生監視機動班等による食品関係施設への監視指導を計画的に実施します。また、必要に応じ、関係部局合同での立入調査を行います。

① 概要

保健所において、愛媛県食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生監視員が県内の食品関連施設へ定期的に立入り、監視指導を実施する。
また、他法令にも関わる案件については、当該部局と合同で施設へ立ち入りし、指導を行う。

② 推進指標

【愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率】(松山市保健所分を除く)
監視率の維持により監視活動状況の指標となる(計画で年間監視予定施設数を設定しており、これを超えることが目標となる:年間監視予定施設数は、県内施設数に応じ毎年変化するため、指標はパーセントでの記載としている)。

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	100%	—	100%
実績	105.3% 22,977件 (監視件数)	114.7% 24,476件 (監視件数)	119.4% 25,690件 (監視件数)	121.8% 26,149件 (監視件数)			

③ 用語解説

《愛媛県食品衛生監視指導計画》

毎年度策定しており、県内食品関連施設への立入件数、頻度、収去検査件数等を定めている。

【平成23年度事業実施状況】

● 食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課)

・県内6保健所において食品関係施設への監視指導等を実施し、違反等を確認した際は、指導や始末書の徴収等の処分を行った。

・平成23年度監視件数(松山市保健所分を除く):26,149件(監視達成率121.8%)、表示検査件数:27,916件、収去検査件数:1,996件、官能検査件数:27,678件等を実施した結果、表示及び規格基準違反等により処分した件数:43件

なお、当該違反による健康被害は確認されていない。

特に、平成23年4月に発生した牛肉の生食による食中毒事件(富山県)を受け、生食用食肉(牛肉)取扱施設に対する緊急監視及び立入調査を実施した。立入件数:1,886件

・新たに配備したγ線放射能簡易測定器を活用して、県内流通食品の放射性物質検査を実施した。検査件数:42件

○施策体系図

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取組み	
安全安心・豊かなえひめ食文化の継承	I 正確で分かりやすい情報の提供	1 ホームページ等を利用した情報提供の充実	(1) 食の安全安心総合ホームページの開設 (2) メールマガジンの発行 (3) 収去検査結果等の公表 (4) 食中毒予防に関する情報発信 (5) 食品関連事業者からの情報提供支援システム (6) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供	
		2 食の安全に係る相談窓口の充実	(7) 相談への的確な対応、情報共有 (8) 出前講座や出前相談室の実施	
	II 生産から消費に至る食の安全安心の確保	i 生産段階における安全安心の確保	3 食の安全確保を最優先した生産への意識の向上	(9) 生産者に対する農薬適正使用の啓発 (10) 農薬販売業者や使用者に対する立入検査の実施 (11) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 (12) 生産者個々における農薬使用の記帳推進 (13) 農業団体や農薬販売業者と連携した農薬適正使用の推進 (14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回 (15) 牛耳標装着の農家指導 (16) 原木シイタケ等生産者を対象とした技術講習会等の開催 (17) 養殖衛生管理体制の推進 (18) 貝毒検査の実施
			4 安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み	(19) 環境保全型農業の推進 (20) 有機農業の推進 (21) GAP（農業生産工程管理）の推進 (22) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 (23) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 (24) 死亡牛のBSE検査 (25) 高病原性鳥インフルエンザ対策
			5 消費と生産との距離を縮める取組み	(26) 農林水産参観デーによる推進 (27) ふれあい牧場、工場見学等の開催 (28) 消費者ニーズの把握、生産への反映
		ii 製造、加工、販売段階における安全安心の確保	6 県内流通食品の監視指導の徹底	(29) 計画的かつ効率的な食品関係施設への監視指導の実施 (30) 大規模調理施設に対する監視指導 (31) と畜場等の監視指導等 (32) 収去検査の計画的な実施等 (33) 食品に関する調査研究の推進 (34) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成
			7 自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚	(35) 自主衛生管理の周知啓発 (36) 自主衛生管理に関する助言等 (37) 自主衛生管理推進事業の支援 (38) 集団給食施設における自主衛生管理の促進 (39) 自主衛生管理等推進事業者の表彰
			8 自主的な衛生管理手法の導入推進	(40) 食品自主衛生管理認証制度の創設、普及促進
			9 食品表示の適正化の推進	(41) 食品表示の監視指導 (42) 食品表示に関する啓発 (43) 食品表示に関する連携 (44) 安心感に配慮した表示の推進 (45) 食品表示に関する相談への対応
		iii 消費段階における安全安心の確保	10 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進	(46) 食育の推進 (47) 地産地消の推進 (48) 食文化の普及推進 (49) 小学校等での出張食育教室の実施 (50) 栄養教諭による食に関する指導の推進
			11 自主回収報告制度の普及	(51) 自主回収報告制度の普及促進 (52) 自主回収報告内容の迅速な情報提供
	12 自主回収への協力の推進		(53) 自主回収着手事業者への指導等 (54) 自主回収協力事業者への助言等	
	13 危害情報の申出制度の普及		(55) 危害情報申出制度の周知 (56) 危害情報への迅速な対応	
	III 関係者間の相互理解と協働の推進	14 民間組織等との協働	(57) 食品関係団体との連携	
		15 消費者・食品関連事業者との情報・意見交換の実施	(58) リスクコミュニケーションの推進 (59) 消費者との意見交換会の実施等 (60) リスクコミュニケーターの育成等	
		16 県民の意見の反映	(61) パブリックコメントの実施 (62) アンケート等による県民の意識の把握	